

管理番号 No. _____

訪問看護契約書
重要事項説明書
個人情報利用同意書
(医療保険対応)

利用者名 _____ 様

訪問看護ステーションはなちゃんち

令和8年 6月 1日現在

第1条（事業者（法人）の概要）

事業所名	合同会社メディカルケアベース
事業所の所在地	〒835-0011 福岡県みやま市瀬高町松田 166 番地-1
代表者(役職)・氏名	代表社員 岩下 園美
設立年月日	令和6年11月18日
電話番号	070-5400-8787
FAX 番号	050-3488-6809

第2条（ご利用事業所の概要）

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション はなちゃんち
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護・精神科訪問看護
事業所の所在地	〒835-0011 福岡県みやま市瀬高町松田 166 番地-1
訪問看護ステーションコード	ステーションコード 429, 008, 5
介護保険事業者番号	介護保険事業者番号 4064290085
管理者の氏名	白濱 好
電話番号	070-5400-8787
事業の実施地域	福岡県 みやま市・筑後市・柳川市・久留米市・大牟田市 ※その他地域はご相談下さい。

第3条（営業日時）

営業日	月曜日～金曜日（※土日・祝日、年末年始は休業）
営業時間	午前9：00 から午後6：00 まで営業
サービス提供時間	午前9：00 から午後5：30 まで

※ ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※ 電話等により、24 時間連絡対応が可能な体制をとっています。

第4条（サービス内容）

病状・障害の観察と健康管理	医師の指示に基づく医療処置	服薬管理・服薬支援
精神的ケア・生活相談支援	家族への介護支援・相談	リハビリテーションの支援
日常生活動作（ADL）向上のための支援	栄養・食事・排泄等に関する支援と助言	他の医療・介護・福祉機関との連携支援

第5条 （ 契約の目的 ）

事業者は利用者に対し、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように、心身の機能の維持回復および療養生活の支援を行うことを目的とします。事業者が訪問看護サービスを提供し、利用者はその対価として医療保険法に基づく利用料を支払うものとします。

第6条 （ 契約期間 ）

1. 本契約の契約期間は契約締結日から、利用者の終了意思を双方で確認できた日までとします。
ただし、第16条に定める契約終了事由が生じた場合には、その日をもって契約終了とします。
2. 利用者が契約満了日の14日前までに書面で契約終了の申し出をしない場合、契約は自動更新されます。
3. 事業者はやむを得ない理由がある場合、利用者に対して書面で通知し、この契約を終了することができます。

第7条 （ 訪問看護計画の作成・変更 ）

1. 事業者は、医師の診断や利用者の状況・希望を踏まえて訪問看護計画を作成します。
2. 事業者は訪問看護計画を、利用者およびその家族に対して説明し、同意を得るものとします。
3. 事業者は、利用者の状況変化や希望があった場合、計画を見直し、変更がある場合改めて説明と同意を得ます。

第8条 （ 主治医との関係 ）

事業者は、主治医の指示に基づき訪問看護を提供し、必要に応じて主治医に報告を行います。

第9条 （ 本事業所の職員体制 ）

		資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		看護師	1名			1名
事務職員				1名		1名
従事者	看護師		2名	1名		3名
	准看護師		2名			2名
	その他					

第10条 （ 身分証携行義務 ）

訪問看護サービスの従事者は、看護師又は准看護師の免許を有する者としてします。

常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第11条（サービス利用に伴う留意点）

1. 医師の指示書に基づく訪問看護サービスです。
2. 事業者は、医師の指示書に記載された内容について、利用者およびその家族に説明を行います。
3. 事業者は、利用者の居宅にサービス従事者を派遣し、訪問看護計画に沿ってサービスを提供します。
4. 事業者は、利用者が依頼する他の福祉サービスと密接な連携に努めます。
5. 訪問看護計画の変更によりサービスの提供内容が変更される場合は、利用者およびその家族の同意を得て、変更後の内容を記載した訪問看護計画を作成し、これを新たなサービス内容とします。
6. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかるサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。その複写物の交付を受けることもできます。

第12条（訪問看護 利用料金(医療保険)） ※料金は令和8年度診療報酬改定に基づき算出 一部抜粋

訪問看護基本療養費			総額	1割	2割	3割
基本項目	訪問看護療養費 I (1日につき)	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	管理療養費	月の初回	7,710円	771円	1,542円	2,313円
		2日目以降	3,010円	301円	602円	903円
加算項目	24時間体制加算(月1回)		6,800円	680円	1,360円	2,040円
	特別管理加算	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		II	2,500円	250円	500円	750円
	訪問看護加算	夜間(18時～22時)	2,100円	210円	420円	630円
		早朝(6時～8時)				
		夜間(22時～翌6時)	4,200円	420円	840円	1,260円
	複数名訪問看護加算		4,500円	450円	900円	1,350円
	長時間訪問看護加算(90分以上)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
	退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	緊急訪問看護加算	月14日まで	2,650円/日	265円/日	530円/日	795円/日
		月15日以降	2,000円/日	200円/日	400円/日	600円/日
	情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
	ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

※医療保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～3割です。ただし、保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。また、公費負担医療制度が適用の場合は、その制度に応じた自己負担額となります。

※基本項目に関しては、准看護師対応の場合90%の料金となります。

※24時間対応体制加算は、契約時にご希望があれば適応となります。

1. 訪問看護サービスの利用にあたっては、主治医に訪問看護指示書を交付していただく必要があります。

指示期間は主治医により定められます。期間経過前に看護師から主治医に対し期間経過後の指示書の交付依頼を行います。

※訪問看護指示書代金は、健康保険証の負担割合に応じて異なります。病院によって異なる場合もありますので病院窓口でご確認が必要です。

2. サービス提供にあたっては、介護保険証、医療保険証や医療受給者証を確認させていただきます。
(以降毎月の確認が必要です。内容に変更が生じた場合も随時お知らせください。)

3. お支払いについて・その他

- ①利用者は、訪問看護サービスの料金を、利用料金表に基づき月ごとに事業者へ支払います。
- ②事業者は、当月分の利用料金を明細付きで請求し、利用者は翌月末又は期日までに指定方法で支払います。
- ③訪問時に必要な医療物品や、居宅で使用する医療物品・水道・ガス・電気・電話などの費用は、
利用者の負担となります。
- ④看護に使用した衛生用品は利用者宅にて処分することとします。

第13条（料金の変更）

1. 事業者は、1か月前までに文書で通知することで、利用料金の変更（増額・減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金変更を承諾する場合、書面にて確認します。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、
契約を解約できます。

第14条（契約内容の見直し）

1. 事業者は、利用者の健康状態や生活状況に基づき、定期的に契約内容の見直しを行い、その内容を
利用者と共有します。
2. 契約内容の変更が必要と認められる場合、事業者は事前に利用者に説明し、同意を得た後変更を実施
します。

第15条（利用者の責任）

1. 利用者及びその家族は、訪問看護サービスを受けるにあたり、必要な情報を事業者に提供しなければなり
ません。
2. 利用者及びその家族は、事業者の指示に従い、訪問看護を円滑に進めるために協力するものとします。
訪問日時の遵守、適切なサービス環境の整備や衛生管理等に努めるものとします。

第16条（禁止行為）

1. 看護師等の禁止行為
看護師等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ
を得ない場合を除く)
 - ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

2. サービス利用上の禁止行為

利用者様またはご家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要なことを強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ⑪ 人格を傷つける発言を行うこと
- ⑫ 一方的に恫喝すること
- ⑬ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ⑭ その他前各号に準ずる言動を行うこと

第17条（契約の終了）

利用者は、原則として2週間前までに書面で通知することで契約を終了できます。病状変化や急な入院などやむを得ない事情がある場合は、即時解約も可能です。

事業者は、やむを得ない事情がある場合、1か月前までに文書で通知することで契約を終了できます。

1. 事業者は、やむを得ない理由により、サービス提供を一時中断することがあります。この場合、事業者は速やかに利用者に通知し、再開の見込みについて説明します。
2. 利用者がサービス提供を希望しない場合、事業者は中止の手続きを速やかに行い、対応します。
3. 次の事由に該当した場合、利用者は文書で通知することで、直ちに契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、または守秘義務に違反した場合
 - ② 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ③ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 利用者が2ヶ月以上利用料金を滞納し、催告後も10日以内に支払わない場合
 - ② 利用者やその家族が、事業者やスタッフに対して、契約継続を困難にする迷惑行為または背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が長期にわたり医療機関または介護施設に入院した場合
 - ② 利用者が死亡した場合

第18条（キャンセルポリシーについて）

1. 訪問予定日の前営業日の営業時間までに、利用者またはその代理人からキャンセルのご連絡をいただいた場合、キャンセル料は発生しません。

2. 当日のキャンセル、もしくは無断キャンセルの場合は、訪問予定だったサービスにかかる費用の全額をキャンセル料としてご負担いただきます。
3. ただし、急な体調不良や災害、交通機関の遅延など、やむを得ない事情がある場合には、キャンセル料を免除することがあります。事情が発生した際は、できるだけ早めにご連絡をお願いします。

第19条 （ 緊急時の対応 ）

訪問看護は医療的管理のもとに行われますが、利用者の状態や環境等により、効果が限定的である場合や、病状の急変・悪化等が生じる可能性があることを十分に理解しておくものとします。

1. 事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。
2. サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族等へ連絡をいたします。

主治医	病院名	
	主治医名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

第20条 （ 虐待の防止について ）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	白濱 好
-------------	------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

第21条（サービスに関する相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

1. 当社お客さま相談・苦情担当

担当責任者 岩下 園美 電話番号：090-2869-2182

窓口開設時間 午前9時から午後6時まで

事業所連絡先：070-5400-8787

2. その他、当社以外に区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口

電話番号 092-642-7859 FAX 番号 092-642-7856

第22条（個人情報の取り扱いについて）

1. 事業者は、ご利用者へのサービスを実施するにあたり、関連する医療機関、自治体等の公的機関、ご家族等に対して、必要な範囲で個人情報を提供することがあります。例えば主治医や関連機関に対して、毎月「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」の提出等があります。
2. 事業者は、主治医から「訪問看護指示書」の交付を受けるほか、サービス提供に必要な情報をその他関連機関から提供されることがあります。
3. 医療保険制度においては、地域の保健・福祉サービス機関との連携を図るため、ご利用者またはその代理人の同意を得た上で、関係する市町村に「訪問看護情報提供書」を提出することがあります。記録した書類は事業所にて5年間保管いたします。
4. 利用者の状態を適切に把握し記録するため、患部や皮膚状態の写真を撮ることがあります。情報共有のため医師や関係者に報告する場合もございます。（適正に保管・管理いたします）

第23条（秘密保持）

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。従事者が退職した場合も同様です。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 利用者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を共有するために用いることを本契約をもって同意したとみなします。

第24条（賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
なお、事業者は、万が一に備え、損害賠償責任保険に加入しています。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第25条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第26条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

訪問看護の開始にあたり、利用者に対し本書面に基づき重要な事項を説明しました。

契約締結日	令和 年 月 日	説明担当者	印
-------	----------	-------	---

事業者	所在地	〒835-0011 福岡県みやま市瀬高町松田 166 番地—1	
	事業者名	合同会社メディカルケアベース（訪問看護ステーションはなちゃんち）	
	代表社員	岩下 園美	印

訪問看護の契約にあたり、事業所から重要事項説明書の内容について説明を受け、理解したうえで同意・契約します。

個人情報使用の同意について	☐ 同意します	☐ 同意しません
複数名訪問について	☐ 同意します	☐ 同意しません
緊急訪問看護加算について	☐ 同意します	☐ 同意しません
24時間対応体制加算について（月1回）	☐ 同意します	☐ 同意しません
訪問看護ベースアップ評価料について	☐ 同意します	☐ 同意しません
訪問看護物価対応料について	☐ 同意します	☐ 同意しません

【 利用者 】

氏名（自署）	印
ご住所	
電話番号	（ ）
ご家族氏名（自署）	印 （続柄： ）

署名代行者【 代理人 】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行致します。

続柄・代行理由	（ ）：
氏名（自署）	印
ご住所	
電話番号	（ ）